

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第22号 発行日：平成28年7月28日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本地震により、被害に遭われた方に対し、心よりお見舞い申し上げます。

弁護団員6名による意見陳述を行いました

7月15日、熊本地震の影響により延期されていた熊本訴訟第16回口頭弁論が開かれました。裁判長が変わったため、原告、被告国がこれまでの主張をまとめた意見陳述を行いました。

原告は、①中島潤史弁護士が水俣病の捉え方(複数の症候がなくても、メチル水銀曝露があり、四肢末梢優位あるいは全身性の表在感覚障害が認められれば水俣病と診断できることなど)について、②村山雅則弁護士が疫学から因果関係が認められること(不知火海周辺地域住民たちが集団的に水俣病に特徴的な症候を呈していることから、その原因はチッソが排出したメチル水銀にあることなど)について、③川邊みぎわ弁護士は共通診断書が信用できることについて、④村上雅人弁護士が曝露総論(原告らがメチル水銀に汚染された魚介類を沢山食べたことを裏付ける事実)について、⑤今村一彦弁護士が阿久根に居住歴がある原告の曝露について、⑥矢澤利典弁護士が新和に居住歴がある原告の曝露について意見陳述しました。

被告国は、原告らがこの訴訟を社会問題化していると主張しました。高峰真弁護士がこれに対し、被告らが、特措法による救済を締め切り、異議申し立ても認めない扱いにしたため、全ての水俣病被害者が救済されないという社会問題が生じて、この訴訟が起きたとして、被告国の認識に対し強く抗議しました。

報告集会は、地震の影響で京町会館が利用不可のため、門前で行われました。



近畿訴訟第5回弁論 が行われました!

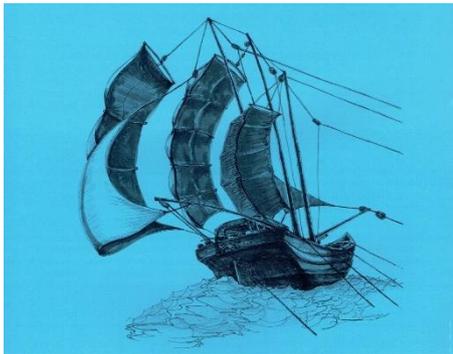


7月1日、近畿訴訟の第5回口頭弁論が開かれました。

法廷では、原告1名が意見陳述を行い、水俣病の苦しみ、救済されない不合理さを訴えました。その後、福光真紀弁護士が、曝露の立証に関して、立証資料が乏しいことによって原告が不利益を被ることが不当であること、行政における線引きの不合理性、不知火海全域が汚染されており、地域外・年代外の原告も曝露されていることなどを訴えました。

普段は弁護団だけで出席する弁論後の進行協議ですが、今回は原告ら同席のもと、今後の進行等について確認がなされました。

2016年ミナマタ現地調査にご参加下さい！



8月27日(土)、28日(日)に、ミナマタ現地調査が行われます。

毎年行われているこのミナマタ現地調査は、水俣病の被害のある地域で実施し、水俣病の実態を体験する貴重な機会となっています。

今年は、水俣病公式確認から60年の節目の年ですので、原点に戻って、水俣、出水、伊佐の各地で被害者のお話を聞くことを中心とした現地調査になります。

是非、ご参加下さい。



昨年の1日目の現地調査の様子



昨年の1日目の懇親会の様子



昨年の2日目の集会の様子

【今後の予定】

- 8月27日、28日 現地調査
- 9月 2日 近畿訴訟第6陣提訴
- 10月 7日 熊本訴訟第17回弁論
- 10月12日 東京訴訟第10回弁論
- 10月28日 近畿訴訟第6回弁論
- 10月29日 水俣病慰霊式

とある弁護団員のヒトリゴト

今年も、現地調査が近づいてきました。私がこれまでに参加した現地調査は3回ですが、毎回、現地に行ってみ聞することの重要性を感じさせられます。

全国から参加者が集まり、集団で色々な場所に行くので、少し修学旅行気分を味わっています。懇親会も楽しみの一つです。

(熊本弁護団・福永紗織)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
熊本市中央区細工町4丁目30番1号扇寿ビル5階
熊本共同法律事務所内(担当 永野)
電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索